

○ 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改正案	現行
<p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第十二条 長期信用銀行は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付</p> <p>イ～リ （略）</p> <p>又 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項</p> <p>(1) 指定紛争解決機関（法第十六条の八第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この号、第十八条の二第一項第四号二及び第二十六条の二の二十五第一項第十八号において同じ。）が存在する場合 当該長期信用銀行が銀行法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称</p> <p>(2) （略）</p>	<p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第十二条 長期信用銀行は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付</p> <p>イ～リ （略）</p> <p>又 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項</p> <p>(1) 指定紛争解決機関（法第十六条の八第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この号、第十八条の二第一項第四号ハ及び第二十六条の二の二十五第一項第十八号において同じ。）が存在する場合 当該長期信用銀行が銀行法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称</p> <p>(2) （略）</p>

